

# 早稲田知財 LL.M. について



早稲田大学法学学術院 教授 高林 龍  
 早稲田大学法学学術院 教授 上野 達弘  
 早稲田大学法学学術院 教授 クリストフ・ラーデマツハ

## 要 約

早稲田知財 LL.M. は、早稲田大学大学院法学研究科に設置されている 1 年制修士課程である。早稲田知財 LL.M. は、知的財産法実務において高度かつ専門的な知識と分析・応用力を備え、国際的な諸課題に対応できる人材を養成することを目的とするプログラムであり、弁護士・弁理士や企業・行政機関の社会人など、多様な毎年 10 名程度の受講生を受け入れている。カリキュラムは、知財分野を代表する多数の講師陣による授業を揃えており、ロースクール生や研究者養成大学院の学生と共同の授業も多いため、幅広い人的ネットワークが構築できる。2018 年に開設され、まもなく 5 年となる早稲田知財 LL.M. の様子を、担当教員＋受講生の座談会や修了生コラムと共にご紹介する。

## 目次

1. 早稲田知財 LL.M. の紹介
  1. 1 目的
  1. 2 カリキュラム
2. 座談会
3. 修了生コラム

## 1. 早稲田知財 LL.M. の紹介

早稲田大学大学院法学研究科 1 年制修士課程（先端法学専攻）知的財産法 LL.M.（以下「早稲田知財 LL.M.」という）が 2018 年に開設されて、まもなく 5 年となる。開設以降、実に多様な世界から入学希望が寄せられており、2022 年現在まで 5 期にわたって受講生を受け入れてきた。まずは、その概要を紹介しよう<sup>(1)</sup>。

### 1. 1 目的

早稲田知財 LL.M. は 1 年制の修士課程であり<sup>(2)</sup>、知的財産法実務において高度かつ専門的な知識と分析・応用力を備え、国際的な諸課題に対応できる人材を養成することを目的とする。

受講生は毎年約 10 名である。受講生のターゲットは、当初、メーカーやメディア等の企業あるいは税関

等の行政機関において、すでに知的財産法実務に関する何らかの経験を有する者で、より幅広く知的財産法に関する体系的な知識を広く身につけ、さらに分析・応用力を高めたい社会人や弁理士、あるいは、これまで知的財産法分野に馴染みがなかったものの専門性を深めたい弁護士などをメインに据えていた。しかし、最近では、学部（法学部に限らない）を卒業したばかりの新卒生で、知的財産法に関する専門的知識を修得してから実務で活躍することを目指す者や、外国の弁護士・弁理士などの参加も増えている。実際には、毎年、実に多様なバックグラウンドを有するバラエティあふれる顔ぶれとなっている。

受講生の中には、すでに知的財産法実務に長く携わってきた社会人が多いが、そうした方々が、大学院というアカデミズムの場で、日々の業務で接する事柄を自分なりに分析し直し、その経験を社会に持ち帰ることで、実務を充実化させることが期待される。そのため、受講生には、日々の業務をこなす能力というより、むしろ自身の実務や常識に疑問を持ち、批判的に検討し、これを通じて、その背景にある法律の意義やあり方を考える力を身につけることが求められる。こうしてひと味違った実務家を養成するというのが、早

稲田知財 LL.M. の基本ポリシーなのである。

## 1. 2 カリキュラム

早稲田知財 LL.M. は、上記のような目的に即して、カリキュラムを編成している。そして、受講生が修了して学位を得るためには、1年（最長2年）在学し、一定の科目を履修して所定の単位を修得し、かつ、研究指導を受けて修士論文（リサーチ・ペーパー）を提出し、その審査ならびに口頭試験に合格することが条件となる。

### (1) 科目

早稲田知財 LL.M. が展開する科目は、受講生が1年間で知的財産法の専門的知識を修得できるように、各分野に幅広く関連するものであり、それぞれ理論と実務の両面を対象とし、また国際的な視点を重視することによって、今日の国際的な知的財産法実務のニーズに応えようとしたものである。

具体的には、必修科目・選択必修科目・選択科目が含まれる（表参照）<sup>(3)</sup>。必修科目は、早稲田知財 LL.M. の特徴的な科目として設定するものであり、これには知財 LL.M. の受講生だけが参加する。他方、選択必修科目および選択科目は、知的財産法に関連する多種多様な科目群であり、基本的な知識を身につけることを目的とするものから、専門性の高いものまで、受講生が各人の関心に応じて柔軟に選択可能である（科目名が英語のものは英語で講義が行われる）。

これらの展開科目の中には、法科大学院（ロースクール）において法曹実務家を目指す大学院生や、法学研究科（修士課程および博士後期課程）において研究者を目指す者（中には弁護士を休業して在籍している者もいる）や外国からの留学生と共同で行われる科目も多い。実際のところ、早稲田の知財部門には、中国、韓国、台湾などからの留学生が多数（10名以上）在籍している。したがって、受講生同士においても活発な議論が展開されており、また、それが将来の人脈にもつながっている。

なお、早稲田大学大学院法学研究科には、知財 LL.M. とは別に、現代アジア・リージョン法 LL.M. コースも設置されており、知財 LL.M. の受講生は、現代アジア・リージョン法 LL.M. の科目（すべて英語で講義が行われている）を8単位まで履修できる。また、2019年度からは慶應義塾大学法務研究科グロー

バル法務専攻（LL.M.）との単位互換が開始されているため、早稲田知財 LL.M. の受講生は、慶應 LL.M. から提供されている科目を選択科目として履修することも可能である。

表

必修科目（2022年度）
LL.M. 知的財産法研究 I（上野達弘）
LL.M. 知的財産法研究 II（高林龍）
先端法学論文演習（高林龍・上野達弘・Christoph Rademacher）
選択必修科目（2022年度）
特許法（高林龍・亀ヶ谷明久）
著作権法（上野達弘）
特許紛争処理法（高林龍・三村量一・服部誠）
著作権等紛争処理法（前田哲男・上野達弘・上村哲史・中川達也）
知的財産訴訟の実務（清水節）
国際知的財産法（駒田泰土）
比較知的財産法研究（Christoph Rademacher）
選択科目（2022年度）
知的財産法研究 I（上野達弘）
知的財産法研究 II（高林龍）
商標法・不正競争防止法（三村量一・服部誠）
出願実務と権利の活用（加藤志麻子）
著作権法研究（1）（今村哲也）
著作権法研究（2）（石新智規）
Patent Law in Japan（山下弘綱）
Copyright Law in Japan（駒田泰土）
Comparative Studies of Intellectual Property Law（Christoph Rademacher）
Introduction to IP Law（Roberto Carapeto）
経済法（1）（菅久修一）
経済法（2）（菅久修一）

### (2) リサーチ・ペーパー

早稲田知財 LL.M. を修了するためには、15科目（30単位）以上の履修に加えて、修士論文（リサーチ・ペーパー）を提出して合格することが必要である。

修士論文（リサーチ・ペーパー）は2万字程度が目安とされ、正指導教授と2名の副指導教授が指導に当たる。指導教授は、受講生による自律的で自主的な調査研究を支援するために、研究課題の設定、学術文献や関連資料等の収集、比較法的検討や批判的分析、明

確な論拠と論理的な文章による論文の執筆等について必要な支援を行っている。課題の設定については、国際的な重要性が高く、先端的で新規性のあるものを奨励しているが、その選択は受講生の自由な決定に委ねられている。

### 1. 3 開講時間および場所

早稲田知財 LL.M. は、受講生の多くが社会人であることを考慮して、平日 6 時限（18：55～20：35）および土曜日を中心に開講している。一部の科目は日中の時間帯に開講されるが、必修科目ではないため履修しなくても修了は可能である。

場所は、早稲田キャンパスを中心に開講しているが、様々な形態のオンライン授業も広く活用されている。特に社会人の方がキャリアを中断せずに仕事と学業を両立できるように、事情に応じて遠隔地からのオンライン受講にも対応している。



## 2. 座談会

以下は、2022 年 7 月 23 日に行われた早稲田知財 LL.M. 説明会&模擬講義における座談会〔早稲田知財 LL.M. について——春学期を終えて〕の様態である。

[司会]

上野達弘（早稲田大学法学学術院教授）

[登壇者]

高林龍（早稲田大学法学学術院教授）

クリストフ・ラーデマッハ（早稲田大学法学学術院教授）

武田昇平（弁護士〔ひかり総合法律事務所〕）

本田真吾（弁護士〔赤羽根・伊関・本田法律事務所〕）

前田夏奈（テレビ局勤務）

**【上野達弘（司会）】** それでは、座談会を始めたいと思います。この座談会は、早稲田知財 LL.M. で授業を担当されている先生に加えて、今年度の受講生から生の声を聞いてみようというものです。まず最初に、2018 年に早稲田知財 LL.M. をお作りになった高林先生から、このコースの狙いなどについてお話を伺いたいと思います。

**【高林龍】** この知財 LL.M. はもともと長期構想だったんですね。私は以前から学部だけではなく大学院でも講義をしていますが、一度社会に出て実体験をして、知的財産の法的な問題についてもう一度本格的に学びたいと思うような人が、大学に戻ってきて知的財産を学び、キャリアアップをして社会に戻っていくと、そのようなリカレント教育を行う大学院が必要なのではないかと考えていました。

これまでも、特許の明細書の書き方や知財マネジメントに特化したような専門職大学院は存在していましたが、知的財産というものは法がなければ保護されないものであって、法的な知識なくして知的財産を扱うことはできないはずだと。だから法学研究科で知財のリカレント教育をやる以上は、「法律に重きを置いたコース」として、知的財産紛争について理論的な観点から検討をして、そこで得た素養を社会に戻って実践できるようなコースを構想したわけです。

早稲田にはロースクールもありますし、研究者を養成する法学研究科もありますので、将来弁護士として活躍するために知的財産法を勉強する人もいますし、学者になるために知的財産法を勉強する人もいます。「知的財産法を学んでいる人」はたくさんいるわけですね。だからこそ私としては、これから法曹になろうと思う人が、すでに弁護士である人や企業で知財を扱っている人たちと一緒に学ぶということで、相乗効果をもたらすだろうし、研究者になろうとする人も、霞を食うようなことばかりやっていたはいけないので、社会人の方々と実践的などころと一緒に学ぶことが大変役に立つだろうと思ったのです。

このように早稲田大学大学院法学研究科には、既存の法学研究科、ロースクール、LL.M. という 3 つ部門がありますが、すべての授業を全部一緒にやるわけではなく、LL.M. の人だけが受講する授業もあれば、LL.M. とロースクールの人と一緒に受ける授業もありますし、LL.M. の人と研究者志望の人が一緒に受ける授業もあります。これを通じた相乗効果というもの

が、法学について広く扱っている総合大学である早稲田大学の特色になるのではないかと考えています。これは長年の私の願望だったわけです。

現在 LL.M. を開設してから5期目になりますが、志願者もコンスタントに来ていただいておりますし、私の構想どおりの方々が育ってきていて、さらに縦のつながりといいますか、先輩後輩のつながりというのもできてきました。このことも私の当初からの構想でした。早稲田の LL.M. で学んだ人がそれぞれの仕事に戻り、お互いがまた影響しあいながらコミュニティを作っていくと、そういうことが実現できるのではないかなと思って LL.M. を作ったわけです。もちろん、今はまだ開設からそれほど長い時間は経っておりませんが、これからもどんどん、卒業生たちがそういうコミュニティを築いてくれれば…と考えています。

**【上野】** どうもありがとうございました。では、ラーデマッハ先生から、ご担当の授業のこと、あるいは、英語で行われている授業などについて、お話しいただけますか。

**【クリストフ・ラーデマッハ】** 私も、高林先生や上野先生と一緒にこの LL.M. プログラムについて開設当初から関わってきました。私が担当しているのは、「比較知的財産法研究」という日本語で教えている授業と、「Comparative Studies of Intellectual Property Law」という英語で教えている授業です。これらの授業は知的財産法の国際比較を行うものですので、例えば、日本の著作権法とドイツの著作権法について比較研究をします。情報というのは国境を越えて流通しますので、知的財産法は、他の法分野に比べるとハーモナイズされている方だと思いますが、そうした国際比較は重要です。そこで、LL.M. でも、日本の法律だけではなく、できるだけアメリカやヨーロッパの基礎的なところも学んでもらいたいと考えています。

受講生には積極的に参加してもらってまして、ちょうど2週間前の日曜日にも朝から夜まで研究報告会をやりまして、受講生の皆さんにそれぞれ研究発表をしていただいたところです。さらに英語でチャレンジしたい方は、秋学期の「Comparative Studies of Intellectual Property Law」の方にも出ていただければと思います。こちらはもともとアジア LL.M. の受講生を対象にした授業で、アジア LL.M. コースは基本的に英語で学位を取るコースですので、欧州やアジアからの学生は英語が上手な人が多いですが、楽し

みながら、そしてある程度チャレンジングな授業にしていきたいと思っています。

**【上野】** ありがとうございます。それでは、今年を受講生の皆さんにお話を伺いたいと思います。今年は特にバラエティに富んだ方々で、弁護士さん弁理士さんに加え、テレビ局の方はまさかの3人、そして理系の学部を卒業したばかりの方、外国人3人とといったようなメンバーなのですが、今日はその中から3人の方にご登壇いただきました。

ちょうどいま春学期の授業が終わって、そろそろ夏休みだと思うんですけども、ここまで授業を受けてこられた率直なご感想をお聞かせください。

**【前田夏奈】** 私は現在テレビ局で勤務してまして、以前は制作現場にいましたが、5年ほど前から著作権に関する部署で働いております。業務はほぼ著作権法が中心ですが、他の知財に関しても時々取り扱っております。私は早稲田出身ではありますが法学部ではありませんでしたので、今の部署に来てから初めて著作権法を勉強しました。だから難しい話になるとどうしても顧問弁護士の先生に頼りがちで…。日常的に現場から権利処理に関する相談を受けることが多く、そのときにもう少し、顧問弁護士に頼らなくても、自分で自信を持って法解釈を示せないかと、例えば、番組制作の担当者から「こういうことをやって大丈夫ですか」という相談を受けたときに、「もうちょっとここは攻めても良いのではないか」とか、「ここはちょっともう少し気をつけたほうが良いのではないか」というようなアドバイスを、より自信を持ってできるようになりたいと思い、この LL.M. に入学しました。

この4カ月、確かに大変でしたが、私の場合、LL.M. で学ぶ内容が自分の仕事に直結していることもあって、実務に大変生きています。超一流の先生方に普段の実務に関する相談まで気軽にできるわけですからね、先生方の回答を仕事に持ち帰ると、「すごいメンバーに聞いてきた」ということに喜ばれるというか、自分の所属している部署にとってもプラスになっていると思います。私、このままいつまでもしゃべり続けてしまいそうなので（笑）…他のメンバーに振ります。みなさんどうですか？

**【本田真吾】** 私は普段、弁護士をしておりまして、基本は企業法務が中心でありつつも、その関連で知財についても扱っていました。そして、知財の勉強をして

いくにつれて、この分野に興味と関心を持つようになり、もっとメインで知財を扱う弁護士になりたいという思いを持って入学しました。

入学してから4カ月くらいになりますが、率直な感想としては、やっぱりハードだったなと感じています。もともと法律の知識はありましたし、知財についても勉強してきたつもりでしたけれども、なかなかハードで。振り返ればあつという間で、もう7月かという印象ですね。

最初の1、2カ月くらいは、どのように仕事と学業のバランスをとるかということで、特に時間の管理等は難しく感じたこともありましたけれども、6月辺りから少しずつ慣れてきて、うまくマネジメントできるようになっていきました。毎日が大体、仕事とLL.M.の授業とその予習復習で一日が終わる、という状況で…、自由時間は少なくなっていました。家族サービスの時間もなかなかとれなくなってしまうため、ご家族がいらっしゃる方は、あらかじめ話しておかないと後々大変な問題になるかもしれません。私は入学前に妻に対して「来年は大変だからね」と釘を刺しておいたので、今のところ何とかなっています(笑)。

前期を振り返ると、ハードではありましたが、自分の意志で自分が勉強したくてこの世界に飛び込んでいるものですから、辛いということはありませんし、大変だったけれども自分なりに新たに得るものがたくさんあった、という春学期でした。

**【武田昇平】**私も仕事は弁護士をしておりまして、知財についても多少扱う機会があったんですが、実務で出会う問題にその都度対応していくというスタンスでやってきたところ、10年くらい経ったところで、気が付けば自分の中の強みや弱みに濃淡がついてしまい、これは一度アップデートしないといけないという気持ちが強くなってきました。以前からこのLL.M.のことは知っていたので、ちょうど子どもも大きくなってきたし、奥さんも1人で何とかなる頃かと期待して、飛び込んでみました。

4か月たって、正直疲れたな…というのが自分の感想になりますが(笑)、ただ授業の内容が実務と直結していますので、普段の学びが本当にすぐ仕事にフィードバックできるという良さがあるんですよね。だから、勉強したことが仕事にどう繋がるんだろう…?といったようなフラストレーションは一切なくて、基本的には、「この話はあれに使えるな…」等と

思いながら、楽しく日々の勉強を深めることができたと思っています。

加えて、本当にバラエティに富んだ仲間と一緒に勉強できているので、それも楽しみのひとつというか、「これが終わったらまたお酒が飲めるな」という感じで(笑)、楽しく勉強しております。

**【上野】**ありがとうございます。特に今年を受講生はテレビマンの方が多いいせいか、ノリが半端なくてですね、まあ私も非常に楽しくやらせていただいています(笑)。

ちなみに、先ほど武田さんが、これまでも知財について多少扱っていたとおっしゃっていましたが、多少どころか、私も知っている著作権訴訟を担当されたりした方として、それくらい経験のある方がこのLL.M.にいらっしゃることもあるわけですが、他方で、今日は就活で来られなくなってしまったんですけど、理系の学部を卒業したばかりの方などもあります。今日の登壇者は弁護士さんが二人もいて、少し重たいメンバーに感じられるかもしれませんが、実際にはいろんな方が受講していらっしゃいます。去年までも、メーカーの方が多いい年、特許系の弁理士さんが多いい年、出版の方が多いい年など、いろいろでした。

とはいえ、お仕事で知財を扱っておられるという方も、知財を全般的に扱っておられる方はなかなかなくて、例えば、メディア関係で著作権法を中心にやっておられる方だとか、あるいは弁理士さんで特許や商標を中心にやっていらっしゃる方、といったように、一部だけを中心に扱っているという方が多いように思います。ただ、LL.M.を受講するとなると知財の分野全体を学ばなければならないわけですので、そのあたりは大変ではなかったでしょうか。

**【前田】**それは相当語れてしまうテーマですね(笑)。私は著作権法については日々触れていますが、特許法に関しては実務で触れることがなく、全く勉強したことがなかったんですね。それで4月から勉強を始め…、特許法の基礎をロースクール生と一緒に学ぶ高林先生の授業を受けると共に、LL.M.生だけで行われるLL.M.知的財産法研究で特許法の演習のようなものを受けていました。

後者は、高林先生から事前に課題が出まして、(課題ごとに担当を振り分けたうえで、その課題を担当する受講生が)その課題についてどう考えるべきかということをして30分ぐらいで発表し、その後受講生全員で

議論するという授業でして…、最初はついていけるか不安だったんですが、授業を重ねるにつれて、高林先生がその授業で私たちに何を問おうとしているのか、何を議論させたいのかということが、だんだん浮き文字みたいに分かるようになってきたんですね。たとえ最高裁の判決が出た論点であったとしても、それが本当に正しかったのかどうかということを、それぞれが自分の意見を持って考えよう、というようなメッセージがすべての問題に込められてしまいました。私はこの授業を通して、まさに「大学院というところで学ぶことの意味」を高林先生から教えてもらったと思っています。

なので…知財の中でこの法律は勉強したことがない、という方がおられても大丈夫だと思います。もちろん、もし入学が決まったら、基礎的な本は事前に読んでおいたほうが良いかもしれませんが、私のように4月からでも何とかなるのではないかなと…。やはり著作権法だけを知っているよりは、知財法の全体を知っていた方がいいですね…。私としては、いつか「知財のスペシャリストです」と言えるようになりたいところもありますので、LL.M. で全体的に学ぶことができて良かったです。

**【本田】** 私も、著作権法や商標法は仕事で扱うことはあったのですが、特許法については独学でやっていた程度でした。それでも興味があれば乗り越えられると思います。特許法は知財の中でも中心分野ですし、特許法を勉強することによって、当然、著作権法や商標法の理解にもつながってきます。私は文系出身なので、最初は技術や理系に対するアレルギーが少なからずあったのですが、特許法を勉強していると新たな学びや発見も多くあり、そのアレルギーは少しずつ解消されていきました。なので、仕事等で扱ったことがない分野があったとしても、あまり心配する必要はないのかなと思います。ただ、先ほど前田さんからお話があったように、事前に何か本を読んでおいた方が良い、というのはそのとおりにかなと思います。バックグラウンドがあると多少は楽になるかなと。

**【武田】** 私は特許事件も扱っていましたが、お二人とはちょっと状況が違うかもしれませんが、特許法について言えば、特許の明細書は一文が長く、当該技術分野に特有の用語が用いられていることが多いので、最初は結構アレルギーが出るかもしれないですね。読み慣れてくると不思議なもので、そういうものかと次

第に理解できるスピードも速くなると思います。事前準備という意味では、あらかじめJ-PlatPat から特許公報をダウンロードして見ておき、具体的なイメージを持っておくことをお勧めします。高林先生の教科書でも、身近な物に関する特許公報の例が挙げられていますので参考にするとよいと思います。

**【上野】** 3人とも高林先生の授業で報告される機会があったと思いますが、前田さんは特に複数回報告されていたようですね。高林先生からご覧になってどのような印象がありましたでしょうか。

**【高林】** 前田さんは、最初の授業で一番に手を挙げて、特許の初回の発表を担当されたのですが、自己紹介でも「特許を勉強したことはありません」とおっしゃっていましたから、正直大丈夫かなと思ったんですけど非常に積極的でしたし、先ほどご本人も言っていたように特許法の教科書をしっかり読まれたんだと思います。あのときのテーマは発明該当性という基本的な問題ですから、法律を広く知っているということよりも、発明という特許法の基本を理解することが重要だったように思いますが、前田さんはずぶの素人ですという割には、非常にしっかりした発表をされました。

もちろん、知的財産法の中でも、特許法というと、文系の人にはアレルギーがあるんですね。しかし、先ほどのお話を聞いてとても嬉しく思ったのは、特許法が分かる商標法や不正競争防止法が分かるようになり、そして著作権法についても理解を深めることができるという発言があったことです。ですから、アレルギーを持たずにチャレンジしてもらえれば、全然問題ないですね。

ちなみに、今日登壇している3人は大変プロフェッショナルな方だから、今この模擬講義に参加していただいている皆さんは躊躇してしまうかもしれませんが、実際にはいろいろな受講生の方がおられます。私の当初の構想では、社会人のリカレント教育を目指しておりましたが、学部から直接来ることにも排斥していません。しかも法学部のみならず、理系の学部から来る方もウエルカムなんですね。今回、初めて理系の学部卒の人を採ったのですが、心配するようなことは全くなかったですね。やはりチャレンジする意欲、勉強する意欲がある人は全てにおいて問題なくついていくことができる、というのが私の実感です。

**【上野】** ラーデマツハ先生の授業でも、ちょうど2週間前に受講生の研究発表会があったということす

が、何かご感想はありますか。

**【ラーデマツハ】** 私が担当している「比較知的財産法研究」は、基本的に2人・3人のチームを組んで、それぞれが選んだテーマで発表してもらうのですが、できるだけ diversity のあるチームになるように考えています。例えば、日本人のプロフェッショナルと中国の大学を卒業した留学生が組んで、あるテーマについて徹底的に議論してもらうことで、日中米欧など、自然にいろいろな国を比較することになります。受講生の皆さんは、毎年とても頑張っており、立派な成果が上がります。先日の発表会も、日曜日の朝から夜まで皆さんの発表を聞いていたのですが、まったく疲れませんでした。

先ほど上野先生も言っていました、今年に限らず、受講生はノリがよいですし、ディスカッションのレベルも高いです。こんな1カ月や2カ月で、よくここまで勉強して、外国法についてもよくここまで調べたなと思いますね。他の授業もあって忙しいのに、いつこれを作ったのかなと。

**【上野】** その発表会を日曜日に実施するということにも驚いたのですが、朝から晩まで発表会を行った後に飲み会もあったらしいですね（笑）。発表のための準備はいかがでしたか。

**【前田】** 私が一緒にチームを組んだ学生は、学部から早稲田にいる、私よりも一回り以上年齢が下の中国人留学生でした。テーマは「パロディの各国比較」で、アメリカの有名なケースである「プリティ・ウーマン」事件も取り上げたのですが、私が問題になった「プリティ・ウーマン」の曲を発表時に受講生の前で歌いたいと言いつつ出たことを発端に、そもそも歌うか歌わないかで議論になって（笑）、結局、私が押し切ってみんなの前で歌ったわけなんですけど…なかなかウケまして。そんな過程を通じて連帯感が生まれて、最終的にいいチームになりました。

準備については、お互い大学の近くに住んでいたこともあって、空き時間に何度も集まって打ち合わせをしましたし、当日の朝はリハーサルもやりました。あ、もちろん歌の練習だけでなく（笑）、お互いがどういう点をどのように伝えるか…というちゃんとプレゼンの練習をしたんですよ！

個人的には、こういう発表の機会があった方がやる気が出るので良いと思います。大学院＝単に授業を受けるだけというイメージがあるかもしれませんが、実

際にはこうした課題も多いんですよ。私は課題があった方が嬉しい派なので、そのあたりは苦痛じゃなかったというか、むしろ課題があることでやる気になりますし、受講生との関係も深まってよかったと思います。

**【上野】** 課題もそれなりに多かったようですし、特に社会人の皆さんは、お仕事との両立が問題になるかと思うんですけど、そのあたりはいかがですか。

**【前田】** 私は、授業の予習を朝やるようにしていました！この4カ月は趣味の時間がとれなかったですね。私はテレビ局の人間でもあるのでテレビを見るのが趣味なんですけど、見れなかったですね…。お二人はどうでしたか？

**【武田】** 私の場合は仕事が弁護士なので、仕事の準備と大学院の勉強は重なることが多いんですよ。もちろん、すぐには事件や相談に直結しないという内容もあるんですけど、それがいつか必ずどこかにつながってくると考えています。弁護士というのは、緊急性の高い事柄から処理していくことが多くて、案件と関わりが薄いことの勉強はどうしてもおろそかになりがちなんですよ。しかし、こうして大学院で勉強しておく、学んだことを盛り込んで日々の業務を行うことができたりもして、相談に対する回答にも厚みが出たように思いますし、それがまた新たな相談を呼び込んでくることもあるんじゃないかなと。仕事との関係という意味では、まさに仕事の準備と仕事へのフィードバックとを常に繰り返している、そんな4カ月でしたね。

**【本田】** 私も弁護士なので、時間は自分でコントロールできる場所がありました。ただ、武田さんもおっしゃったように、大学院で勉強をしたことがそのまま仕事で生かせることも多く、勉強イコール仕事という感じで、そこにあまり垣根はなかったように思います。ただ、今年1年は忙しくなると覚悟してましたので、去年合格通知をいただいた後に、クライアントさんにも簡単に事情をお伝えして、多少は事前に仕事の調整をしていました。レポートの提出前や発表前は、結構夜遅くまで作業していましたが…だんだん時間の管理もうまくなっていき、細切れの時間もうまく使えるようになりました。確かに大変だったんですけど、この4ヶ月はとにかく駆け抜けて、気付いたら終わっていた…みたいな感じです。

**【前田】** 大学院に通う、ということをお会社にどう話す

かという点については、私の場合はこの LL.M. に通いたいと思い始めた時点で、上司やその上の人に、根回しといたしますか相談をしまして、最初からみんな応援してくれました。普段からちゃんと真面目に仕事しておくというのが秘訣で、いつも頑張ってくれているから、まあ数か月は許してやろう…と思ってもらう作戦、で行ったのがよかったのかも知れません(笑)。仕事は減らさなくていいです、両方ちゃんとやりますと伝えていたので、時間の融通だけ利かせてもらっていた感じですね。

ちなみに、受講生の中には会社に報告せずに通っている方もいます。LL.M. の授業がある 6 限というのは 18 時 15 分開始(※注: 2023 年度より 18 時 55 分開始)ですし、先生方に相談すれば、リモート受講などができることもありますし、会社との関係を気にし過ぎずに飛び込んだ方がいいんじゃないかなと思います。



**【上野】** この LL.M. では、社会人の方のために授業を日本橋キャンパスで行うことも多かったんですけども、コロナ以降は、いろんな形でオンラインを活用していますので、日本橋キャンパスはあまり使っておらず、そうでなくても特に社会人は職場からオンラインで受講される方も多いため、これからもオンラインはうまく活用できればと思っています。ちなみに、今年度のカリキュラムは、火曜日は午後にも授業が入っていましたが、この点はいかがでしたか。

**【前田】** 火曜日は 3、4、5 限を受講していたので、仕事を中抜けし、18 時以降はまた仕事に戻るようにしていました。必ず会社に出社していた頃ならば移動が大変だったかもしれないですが、ちょうど今はリモート勤務が多いので、タイミングがよかったかもしれないです。さらに最近高田馬場に引っ越してきたので、大学への移動がもっと楽になって…快適です(笑)。

**【上野】** あ、本当に引っ越したんですか。

**【前田】** はい。ついに引っ越しました。6 月の頭に。

**【上野】** 冗談かと思っていましたけど。

**【前田】** いや、本当です(笑)。

**【上野】** 私の授業でも、会社やご家庭の都合でリアルタイムに出られない方には収録動画を見ていただいたりしていますし、今後もいろいろ柔軟な対応ができるかと思っています。そういえば、今も受講生の一人は中国の弁護士さんで、入国が難しいので中国からリモート参加していましたね。

ところで、この LL.M. では、横のつながりといえますでしょうか、普段だったらお付き合いがないような人たちとのネットワークができるような気がしまして、その点もこういうプログラムの良さかと思うんですけど、その辺りいかがですか。

**【本田】** 横のつながりといえますと、受講生には本当にいろんなバックグラウンドの方がいらっしゃいます。理系出身の方とか技術系の方とか、これまで自分の仕事とは関連のなかった業界の方や、普段弁護士の仕事をしているだけだと接することがない方とお知り合いになれて、しかも皆さんがそれぞれの立場で知財に関する問題意識を持たれているので、自分が全く考えていなかったような視点の話を聞けたり、自分の知らない世界を知れたりしたことが、とても有益だと思っています。

**【武田】** 特に今年はテレビ業界の方も多数いらっしゃるので、裏話のようなものをいろいろ教えていただいたりしています(笑)。普段の業務での悩みのようなものも、一緒に学んでいる仲間だからこそお互いに開示しあったりできると思うんですね。そういうのがお互いに学びになりますし、議論することで深まることがあるんじゃないかなと。受講生同士が仲良くしながら知財のディスカッションをしている、というのがこの LL.M. の醍醐味ですね。

**【上野】** 前田さんはいかがでしょうか。

**【前田】** 自分の会社でも最近大学院に通っている人が増えてきて、以前、大学院に通っている先輩に相談したときに、「仕事以外のコミュニティをもう 1 個持つといいよ」と言われたことがありまして、今になって本当にその通りだなと痛感しています。仕事だけだった日々よりも、本当に毎日が楽しいというか、気持ちがとても軽いというか、今、私、人生楽しいです(笑)。もちろん、大変ではありますけど、大変だからこそ日々が楽しいなと思っています。



ちなみに、皆さん競馬に行ったことはありますか？私、競馬が大好きでよく見に行っていたんですけど、馬って、最終コーナーを回った後の直線の馬場をがむしゃらに走るじゃないですか。あのときの馬って、もはや隣の馬と戦うことなんて気にせずに、自分だけの馬場で気持ち良く走って、嬉しい…って感じながら走っているんだと私は思っているんですけど、今の私は、毎日その状態です（笑）。

**【上野】**（高田）馬場だけに…。何はともあれ、人生楽しいということで素晴らしいお話なんですけど、高林先生、いかがですか。

**【高林】** LL.M. の受講生同士、仲がいいなということはいつも実感しています。私が担当している「特許紛争処理法」という授業は、ロースクール生と LL.M. 生と一緒に学ぶようになっておりまして、その中で模擬裁判を行うんですよね。模擬裁判ですから、原告、被告、裁判官に分かれて、訴状を書いたり、答弁書を書いたり、判決を書いたりするんですが、これから弁護士になりたいロースクール生が、すでに弁護士や弁理士の人もいる LL.M. の受講生とチームを組んで、答弁書の陳述だとか技術説明会だとかを行うわけです。このところずっとコロナでオンライン実施だったのですが、今年は3年ぶりに模擬法廷で行うことができました。やはり対面で行うと、実感もあるし、オンライン以上のコラボもできて、とてもいい勉強の機会になったのではないかと思いますし、私自身もとても勉強になりました。そんな風に多様な受講生がコラボしながら授業を行うという点も、この LL.M. の特色であると感じています。

**【上野】** そうですね。おっしゃる通りと思います。

さて今日は、早稲田知財 LL.M. の先生方と受講生に登壇していただいて座談会を行うという初めての試みでしたが、いろいろお話をうかがえて幸いでした。説明会にご参加いただいた皆さんにも、この LL.M. の楽しい雰囲気がお分かりいただけたのではないかと思います。どうもありがとうございました。

### 3. 修了生コラム

早稲田大学知的財産法 LL.M. での1年を振り返って——Viva! リカレント——  
葦原 エミ（弁理士〔2022年修了〕）

2020年、コロナに出張や講演の機会も奪われて、生活に物足りなさを感じていた7月、早大知財 LL.M. の模擬講義をセミナー感覚で受講した。架空事例（中小企業が猫の嫌がるトゲトゲ形状マットをヒットさせたが、大手メーカーが類似品を販売、この製造販売を中止できるか）を実際の学生が議論するというもの。面白かった。「私もこんな議論をしてみたい!」。知財 LL.M. は主に実務経験者を対象とした1年コースとのこと。漠然と「大学院」というアカデミックな場への憧れをもっていた自分に自問。いついくの？

「よし、行ってみよう!」。

人生の中で一番素晴らしい決断だったように思う。

講義は、特許、著作権など、様々な知財の論文や判決内容について考えるもの、自分でテーマを決めて発表するもの、など様々だが、先生がファシリテーターとなってクラス全体の議論となっていく。

大半は予習が必要となるが、1コマ1コマが重いので、1週間の時間管理が大変だ。「理由はよくわからないけど、先生の論文の結論に賛同しておこう」などという誤魔化しはきかず、「ちゃんと考えていない!理由は?この1週間に何本の論文を読みましたか?」と、バシッと叱責され、クラス一同「ひいっ…」となったこともあった。

しかし、先生方は皆、本当に熱く、真摯に学生に向き合ってくれた。どんな質問や議論にも、とことん付き合ってくれる姿は感動的だった。「知財を本当に愛しているんだな」と、そして「知財を学ぶことを本当に楽しんでいる方々から学ぶことは、こんなにも楽しいことなのだな」としみじみと感じた。

ロースクール生、他の法学研究科の修士課程、博士



課程の学生も同じ講義を受講でき、フラットに意見を述べ合えるシステムになっているのも素晴らしかった。受講生は、実務経験の有無も職種（弁理士、弁護士、企業、税関、特許庁、公取委、など）も年齢も国籍も異なるから、それぞれのバックグラウンドからの発言は驚きもあったし、興味深かった。20代の若き友人ができたのも、とても嬉しかった。

講義と並行して行った修論（リサーチペーパー）作成も思い出深い。論文は「トピックが決まれば8割できたも同然」らしいが、これが決まらず苦しんだ。9月に入ってしまい、困りに困って商標実務家でもある先生にお願いし、ブレインストーミングにお付き合いいただいた。延々語り合って、「これだ！」と閃いた。その後の月1回の指導教官の先生との面談では、毎回、素晴らしい「気づき」をいただいた。「法律は説得力だ」という言葉も心にしみた。

この1年の楽しいエピソードは書き尽くせない。法服を着て模擬裁判の裁判長をやったり、大学院交流を行っている慶應義塾の留学生向けの英語講義を受けた

り。大学のおかげで早くワクチン接種もできた。せっかく手にした学生証で学割を活用する時間がなかったのが唯一の後悔か？

入学式で田中総長が「たくましい知性としなやかな感性」を身に付けてほしいとおっしゃっていた。こんな素敵な言葉を胸に、この1年を共に過ごした「同志」たちとのネットワークは生涯の財産となろう。

そして、また、臆することなくいつでも「学びの場」に戻れる自分でありたいと思う。

(注)

- (1) 詳細は、早稲田知財 LL.M. ウェブサイト参照。  
(<https://www.waseda.jp/foaw/glaw/about/llm/>)
- (2) なお、LL.M. とは、ラテン語の *Legum Magister*（法学修士）の略（ラテン語では複数形の単語の略称は頭文字を重ねるため LL. という表記になる）であり、1年制であることが一般的である。
- (3) この表は 2022 年度のものであり、次年度以降は、内容・担当者共に変更の可能性がある。

(原稿受領 2022.8.31)